

公示第 2 号

公

告

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明の為、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和8年8月20日

埼玉県行田県税事務所長

記

送 達 す る 書 類 名	国税徴収法第54条及び第131条の規定に基づく書類
---------------	---------------------------

文 書 番 号 (納 税 番 号)	受 取 人	
	住 所	氏 名
行第1-143号 行第1-180号	以下余白	大木 隆博

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。